# 仕 様 書

- 1. 件 名 (長期継続契約)市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所 バイタルモニタ賃貸借
- 2. 賃貸借期間 令和7年12月1日から令和13年11月30日まで(72ヶ月)
- 3. 契約形態 リース契約
- 4. 納入期限 令和7年11月20日
- 5. 担 当 部 課 市川市 保健部 保健医療課
- 6. 賃貸借物件 バイタルモニタ 1 台
- 7. 納 入 場 所 市川市大洲 1 丁目 18 番 1 号 市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所
- 8. 設置場所 市川市休日急病歯科・障がい者等歯科診療所 1階 診察室
- 9. 仕 様

# (1)バイタルモニタ

メーカー	株式会社エー・アンド・デイ
型番	バイタルモニタ S-RS
表示装置	タッチパネル式 8.4 インチ TFT 液晶
血圧測定方式	オシロメトリック方式
寸法	236(W) ×230(H) ×122(D) mm
質量	約 2.4kg
電源(外部)	AC100 V/DC60 VA
電源(バッテリ)	DC7. 4V/2500 mAh

※バイタルモニタを載せるための架台も付属すること。

#### 10. 消耗品

- (1)設置時、すぐに使用できるように必要な消耗品は付属すること。
- (2) 賃貸借期間中に必要な消耗品については、賃借人の負担とする。

# 11. 搬入等

- (1)賃貸料には、搬入(養生あり)・機械調整並びに設置の費用を含めること。
- (2)納入期日までに納入し、使用可能な状態に調整すること。
- (3)搬入・設置に際しては、必要な養生を行うこと。

搬入後、製品の取扱方法について、賃借人に対して十分な説明を行うこと。なお、搬入時に建物等を破損した場合は、賃借人に報告し、補修を行うこと。

(4)搬入(現場組立等)の際に発生した梱包材や養生材は、賃貸人が責任を持って引取ること。

#### 12. 保守

故障時においては、復旧のため通報を受けてから、速やかに対応できる体制であること。 なお、貸借人の責に帰するべき事由により、この物件の保守が必要となった場合は、これ に要する費用は、別途賃借人の負担とする。

# 13. 賃貸借期間終了後について

- (1)賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。
- (2) 賃借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。

## 14. 契約不適合責任

賃借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。

## 15. 動産保険の付保

賃貸人は賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人 の負担により付保しなければならない。

#### 15. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

#### 16. 秘密の保持

賃貸人は、この契約の履行によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

#### 17. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

# 18. その他

- (1)長期(6年)以上の使用に耐えうる機器であること。全て未使用のものであること。
- (2)本仕様書に定めのない事項については、逐次賃借人と賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (3)契約の履行上疑義が生じた場合は、賃借人と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。